

新型コロナウイルス対応 ろうきん生活支援特別融資

(2021年4月1日適用中)

1	商品名	新型コロナウイルス対応 ろうきん生活支援特別融資		
2	お取り扱い期間	○申込受付期間「2021年4月1日～2022年3月末日」 *ただし、「2022年3月末日」までの融資実行分とします。		
3	お申込みいただける方	<p>○本人もしくは2親等以内の親族が、「新型コロナウイルス感染症」の影響により以下の状況にあり、かつ東北労働金庫（以下「金庫」と言います）の取引資格を有する方。</p> <p>①臨時休校措置に伴う休業等で収入が減少する方 ②臨時休校措置に伴い子供の預け費用等が増加する方 ③勤務先の休業や業績不振等により収入が減少する方 ④新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化や倒産等、勤務先の都合により離職し、求職中の生活資金が不足する方。 ⑤その他、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活資金が不足する方</p> <p>*「2親等以内の親族」のお取り扱いについては、一定の条件がございます。</p> <p>○お申込時の年齢が原則として満20歳以上の方 ○完済時年齢が満76歳未満の方 ○原則として勤続年数が1年以上の方。離職された方については、離職前の勤続年数が1年以上あり雇用保険受給資格を有する方。 ○前年税込年収が150万円以上ある給与所得者の方。または、雇用保険受給資格を有する離職された方で家計収入が150万円以上ある方。 ○当金庫の審査基準を満たされる方 *詳細については、お取引店にご確認ください。</p>		
4	お使いみち	<p>○本人もしくは2親等以内の親族を対象に、「新型コロナウイルス」の感染拡大による収入減少や費用増加、または勤務先都合による離職に伴い不足する以下の生活資金等ならびに教育資金・住宅資金。 なお、事業資金、投機目的資金および当金庫・他金融機関等からの利用中借入の借換資金にはご利用いただけません。</p> <p>①臨時休校措置に伴う休業等により収入が減少することにより必要となる資金 ②臨時休校措置に伴う子供の預け費用の増加により不足する資金 ③勤務先の休業や業績不振等による収入減少で必要となる資金 ④新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化や倒産等により、勤務先の都合により離職し、必要となる資金。 ⑤その他、新型コロナウイルス感染拡大の影響で必要となる生活資金</p>		
5	ご融資金額	生活資金	最高200万円（1万円以上1万円単位）	複数融資利用時の 重複利用限度額 300万円
		教育資金	最高300万円（1万円以上1万円単位）	
		住宅資金	最高300万円（1万円以上1万円単位）	
6	ご融資期間	生活資金	最長10年	
		教育資金	最長20年	
		住宅資金	最長25年	
		上記融資期間には、元金返済据置期間（最長2年）を含みます。		
7	金利タイプ	○固定金利型 お借入時の金利を完済時まで適用します。		
8	ご返済方法	<p>○元利均等・利息分割後取返済、または元利均等・利息分割後取加算併用返済（ただし、加算併用返済部分は総貸付額の50%以内です。） *元利均等・利息分割後取返済とは、毎月支払う元利金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。 *給与所得で一時金支給のある方が、加算併用返済をご利用できます。</p>		

〔商品概要説明書〕

		<p>○元金返済据置期間の設定が可能です。 お借入時より最長 2 年間の元金返済を据置くことができます。据置期間内はお利息のみのご返済となります。据置期間終了後は、元利金をご返済いただきます。</p>
9	担保	不要です。
10	保証	<p>○当金庫指定の保証機関(一社)日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。</p> <p>○保証料は、金庫負担となります。</p> <p>○保証人は、原則不要です。</p>
11	商品に関するお問い合わせ	<p>○フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
12	苦情処理措置 (ろうきんへの相談)	<p>○ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-1915-62</p> <p>○受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https:// www.tohoku-rokin.or.jp</p>
13	紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<p>○東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>○また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>

- 返済額の試算についてご希望がありましたら、店頭や当金庫ホームページで返済額の試算ができます。
- 現在の金利については、店頭にてご確認ください。
- その他、詳しくはお取引店へお問い合わせください。
- ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

東北ろうきん